

別記様式1（第4条関係）

葛飾区印刷物等広告掲載申込書（広報かつしか）

葛飾区長あて

「広報かつしか」等広告掲載実施要領の内容を承諾し、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

申込日	年 月 日		
申込者 (広告主)	会社名		
	代表者名		
	所在地	〒	
	連絡先	電話 ( )	FAX ( )
	業種		
	事業内容 取扱い商品等		
(※) 申込者 (広告代理店)	会社名		
	代表者名		
	所在地	〒	
	連絡先	電話 ( )	FAX ( )
担当者	氏名		
	連絡先	電話 ( )	FAX ( )
	メールアドレス		

(注) 新規申し込みの場合は事業内容のわかる資料（会社案内等）を添付してください。

(※) 広告代理店が申し込みする場合のみ、記入してください。代理店の会社案内等も添付してください。

**申込内容**

掲載を希望する号全てに○で囲んでください

広報 かつ しか	4月5日号	4月15日号	4月25日号	5月5日号	5月15日号	5月25日号
	6月5日号	6月15日号	6月25日号	7月5日号	7月15日号	7月25日号
	8月5日号	8月15日号	8月25日号	9月5日号	9月15日号	9月25日号
	10月5日号	10月15日号	10月25日号	11月5日号	11月15日号	11月25日号
	12月5日号	12月15日号	12月25日号		1月15日号	1月25日号
	2月5日号	2月15日号	2月25日号	3月5日号	3月15日号	3月25日号
	掲載回数			計	回	

掲載場所	中面（青・黒色のみ）・最終面（カラー） その他（ ）
広告規格	7×5.5cm・7×11.5cm・7×23.5cm その他（ ）
備考（掲載号毎に掲載場所・広告規格が異なる場合等）	

(注) 掲載内容案を必ず添付してください。

裏面に実施要領の抜粋があります

## 「広報かつしか」等廣告掲載実施要領（抜粋）

### （広告掲載の申し込み）

第4条 印刷物等に廣告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、廣告掲載申込書（「広報かつしか」別記様式1、「わたしの便利帳」「かつしかの地図」別記様式5、「インターネット・ホームページ」別記様式6）に、掲載しようとする廣告の概要を表した案を添えるとともに、葛飾区暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者に該当しないことを確約した上で、申し込むものとする。

### （広告掲載の決定）

第5条 前条の規定による申込みがあったときは、取扱方針及び「葛飾区印刷物等廣告掲載取扱方針2に規定する廣告の制限に関する運用解釈について」並びに特命担当部長が別に定める基準に従って広報課において内容を審査し特命担当部長が決定するものとする。ただし、これによりがたい場合は、廣告掲載選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、決定する。

### （広告掲載の通知）

第6条 前条により廣告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知（別記様式2、3）するものとする。

2 前項の通知に当たっては、廣告の掲載を認める場合は、期日を付して廣告の原稿（印刷物への掲載を希望するときは印刷用版下、インターネット・ホームページへの掲載を希望するときは表出内容を保存した電子的記録媒体。以下同じ。）の提出及び廣告掲載料の納入を求めるものとする。なお、廣告の掲載を認めない場合は、その旨を通知するものとする。

### （広告掲載料の納付）

第7条 申込者は、特別な事由のある場合を除き指定された期日までに、廣告掲載料を一括納付しなければならない。

### （申込者の責任等）

第8条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 原稿の作成経費は、申込者の負担とする。

### （広告掲載の取消し）

第10条 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができるものとする。

- ①指定した期日までに原稿を提出しないとき。
- ②指定した期日までに廣告掲載料を納入しないとき。
- ③廣告掲載決定後取扱方針2に掲げる制限事項に抵触することが判明したとき。
- ④掲載日の2箇月前までに辞退の申出があったとき。
- ⑤暴力団関係者と判明したとき。
- ⑥その他、印刷物等の編集・発行に支障を生じさせたとき、または、生じさせる見込みがあると特命担当部長が認めたとき。

### （インターネット・ホームページへの廣告掲載開始及び終期）

第11条 掲載の開始は、掲載開始月の初日とし、廣告の終期は、掲載終了月の末日とする。ただし、申込者の希望により開始・終期を掲載希望月内の任意の区役所開庁日の午前10時から午後5時までの時間に設定することができる。

### （インターネット・ホームページへの廣告掲載の休止）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者が適切な措置を講ずるまでの間、インターネット・ホームページへの廣告掲載を休止することができるものとする。

- ①申込者が、廣告表示からのリンクを指示した箇所に、申込者の管理するインターネット・ホームページが存在しなくなったとき。
- ②申込者が、廣告表示からのリンクを指示したインターネット・ホームページの掲載内容が当初申し込みした業種や業務内容、取扱商品等と著しく内容が異なるとき。
- ③申込者が、廣告表示からのリンクを指示した箇所に、公序良俗に反する内容を含むインターネット・ホームページが存在したとき。
- ④申込者が、廣告表示からのリンクを指示した箇所に、セキュリティ上の危険性を有するインターネット・ホームページが存在したとき。
- ⑤申込者が、廣告表示からのリンクを指示した箇所に存在するインターネット・ホームページに申込者の管理が及ばなくなったとき。

### （掲載料の返還）

第13条 广告掲載が決定した後の掲載料については以下のとおりとする。

- ①申込者の責に帰さない事由により廣告掲載の中止または変更があった場合は、廣告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。
- ②申込者が暴力団関係者と判明した場合は、申込者に催告することなく、当該契約を解除し、掲載料の返還には一切応じない。